

企業ねんきん

基金だより

No.1

2017.1
創刊号

CONTENTS

- 2 新年のご挨拶
- 3 当基金の運営組織／当基金の現況
- 4 西日本電気工事企業年金基金のご案内
- 7 平成 28 年度基金予算等のお知らせ
- 8 適用業務のポイント



「干支・酉」

西日本電気工事企業年金基金

平成29年 正月

新年のご挨拶



西日本電気工事企業年金基金
理事長 橋詰 源治

明けましておめでとうございます

事業主、加入員、並びにご家族の皆様におかれましては、新しい年を清々しくお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、平成26年4月1日に施行された厚生年金保険改正法により、大阪府電気工事厚生年金基金は平成28年7月30日付で解散し、46年余りの厚生年金基金としての役目を終えることとなりましたが、後継制度として、加入員及び年金受給者等の福利厚生の実現を図るため、新たに「西日本電気工事企業年金基金」を立ち上げ、再出発いたしました。

平成28年8月1日付、厚生労働大臣から「西日本電気工事企業年金基金」の設立認可を受け、平成28年11月末日現在、事業所数200社、加入者数3,067名の参加を得るに至ったところです。

これまでの間、事業主、加入員の皆様には、新企業年金基金の設立に向け再三にわたりご理解とご協力を賜ったことを厚くお礼申し上げます。

少子高齢化が進み公的年金の縮小が懸念されるもと、公的年金を補完する新企業年金基金の役割はますます重要と考えます。

基金規約に規定した年金給付を将来にわたり確実に支払い、健全な基金運営を維持するため、マイナス金利の先行き不安や乱高下する内外株式市場、為替動向など、当基金として常に最新の情報を把握し、市場動向に十分注視し安定的な年金資産運用に努めてまいります。

今後とも、新企業年金基金の規模拡大等さらなる発展のため役職員一同精一杯尽力してまいりますので、皆様方には変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方のご繁栄とご健勝を心より祈念し、新年のごあいさつとさせていただきます。



互選代議員		
役職	氏名	事業所
理事	泉 敏男	大阪府電気工事健康保険組合
理事	坂口 茂彦	富田電機 株式会社
理事	馬渡 淨志	八千代電設工業 株式会社
監事	河邊 雅之	山形電気 株式会社
代議員	石橋 正識	三陽電機商事 株式会社
代議員	清水 滋正	伊藤電気 株式会社
代議員	高田 誠司	大阪府電気工事工業組合

代議員会	代議員会では、規約の変更や予算・決算といった重要事項が議決されます。代議員には、加入者から選ばれる互選代議員と、事業主から選ばれる選定代議員が同数ずつおり、公平性が保たれています。
理事会	理事会では、事業運営や運用の方針などが決定されます。理事は、互選代議員と選定代議員のなかから同数ずつが選ばれます。
監事	基金には、自己監査機関として監事が置かれ、経理や掛金、積立金の管理や運用について定期的にチェックしています。監事には互選代議員と選定代議員から各1名が選ばれます。

設立事業所数

200 社

加入者数

男子	2,545 人
女子	522 人
合計	3,067 人

年金受給者数等

・年金	男子 1,116 人
	女子 214 人
	合計 1,330 人

・一時金	18 人
------	------

年金資産額(時価)

時価1,988 百万円

西日本電気工事企業年金基金のご案内

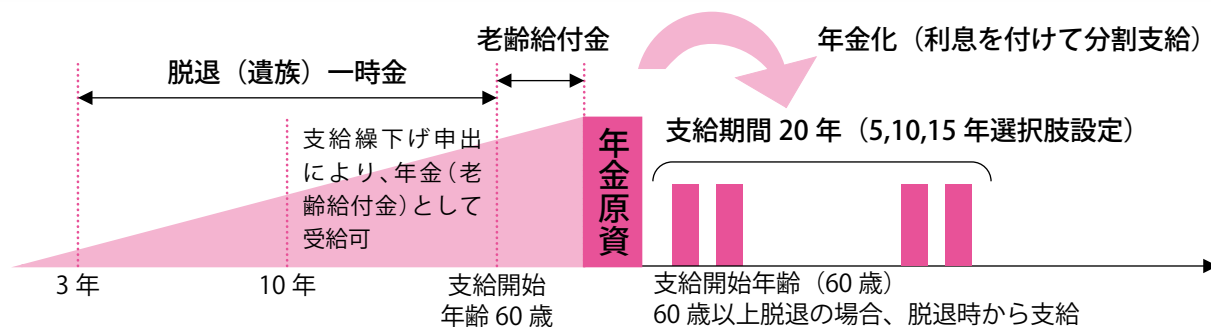
このたび、西日本電気工事企業年金基金は、加入者の老後の生活の安定を図ることを目的として、平成 28 年 8 月 1 日に厚生労働大臣より設立の認可が得られ、新制度がスタートしました。

■ 当企業年金基金採用のキャッシュバランス制度について

- ・我が国の代表的な企業年金制度は、確定給付企業年金（DB）制度と確定拠出（DC）制度ですが、DB 制度では、運用等のリスクが事業主に偏る一方、DC 制度では、運用のリスクが加入者に偏ることとなり、これらの二者択一では、労使のいずれかにリスクが偏る構造となっています。
- ・キャッシュバランス制度は、あらかじめ給付額の予想がたてやすいという DB 制度の特徴を活かして従業員の皆様に相対的に安定した給付を提供しつつ、自分の受給額が分かりやすいなどの簡明な DC 制度の特徴を取り入れた制度です。

キャッシュバランス制度の内容

根拠法		確定給付企業年金法（平成 13 年 6 月 15 日法律第 50 号）
加入対象		希望事業所 厚生年金基金未加入でも厚生年金保険適用事業所は加入可
加入者	対象	事業所に使用される厚生年金保険被保険者
	範囲	65 歳未満（一時金受給資格 3 年のため 62 歳を超えて新規加入できない（掛捨て防止）） なお、事業所単位で、労働条件が異なるなど合理的理由があれば、加入者に一定の資格を設けることは可能
加入者期間		加入後の期間通算
給付の型		キャッシュバランス制度
予定利率		2.0%
キャッシュ バランス 制度	付与額	給与比例（標準報酬月額の 1.6%）
	利息付与率	10 年国債応募者利回りの 1 年平均 但し、下限 1.5% 上限 3.5%
	繰下げ利率	同上
	年金給付利率	同上 但し、支給開始時に固定し、年金受給中は変動しない
	仮想個人勘定残高	付与額に利息付与率による利息を付けた元利合計額のこと 個人毎に帳簿上管理し、一時金の支給額となる
	一時金	加入期間 3 年以上で脱退又は死亡のとき、仮想個人勘定残高を支給
	年金 ※旧厚生年金基金からの 移行者は 6 頁をご覧ください	加入期間 10 年以上で脱退し 60 歳に達したとき、60 歳から支給 加入期間 10 年以上の加入者が 60 歳以降に退職したとき、退職時から支給 加入期間 10 年以上の加入者が 65 歳に達したとき、65 歳から支給 支給期間は、5 年、10 年、15 年、20 年から選択可 一時金選択も可 支給期間中死亡→残額は遺族に一時金支給 年金額：仮想個人勘定残高の分割払い（年金給付利率による利息付与）
給付の制限		懲戒解雇の場合、給付制限可（事業主には戻せない）
掛金負担		全額事業主負担 （ ）内は標準報酬月額が 30 万円の場合の掛金月額 標準掛金：標準報酬月額の 1.6%（30 万円×1.6%=4,800 円） 事務費掛金：標準報酬月額の 0.25%（30 万円×0.25%=750 円）



（注）“老齢給付金”とは年金のこと（確定給付企業年金法における名称）

- ・ 利息付与率は 10 年国債応募者利回りの 1 年平均の変動利率です。毎年 12 月に平均値を計算し、この率を翌年 4 月からの利息付与率とします。
- ・ 国債利回りの変動により給付額も変動することになりますが、運用環境が厳しいとき国債利回りもある程度連動して低下、その結果、給付の伸びがおさえられ不足金の発生は抑制されます。従って、事業主様にとって特別掛金負担が生じにくい構造となっています。
- ・ 従業員様にとって給付の伸びが一定程度抑えられることを考慮して利息付与率の下限を 1.5% としています。（上限 3.5%）

キャッシュバランス制度の給付水準

（22 歳加入）

（単位：千円）

年齢 (歳)	加入期間 (年)	付与額 合計	仮想個人勘定残高 (一時金給付額)	支給期間別の年金月額			
				支給期間 20 年	支給期間 15 年	支給期間 10 年	支給期間 5 年
27	5	288	297	—	—	—	—
32	10	576	616	4.5	5.8	8.4	16.2
42	20	1,152	1,332	8.4	10.8	15.6	30.2
52	30	1,728	2,162	11.7	15.1	21.9	42.2
60	38	2,189	2,921	14.1	18.1	26.2	50.6
65	43	2,477	3,444	16.6	21.4	30.9	59.6

- 利息付与率、繰下げ利率、年金給付利率が全期間にわたり **1.5%** となった場合の給付額のモデルです。（実際には利率は変動します。）
- 標準報酬月額全期間にわたり **30万円** と仮定しております。（毎月の付与額 = 30万円 × 1.6% = 4,800円）
- 加入期間が 10 年以上あれば繰下げ申出により年金（老齢給付金）としてうけとることができます。
- 支給期間別の年金月額には以下の金額を記載しています。
 - ・ 60 歳未満の場合は、繰下げ申出を行い 60 歳から受給する年金月額。
 - ・ 60 歳以上の場合は、当該年齢からうけとる年金月額。

制度変更点概要

(1) 主な変更点について

① 加入者に関する項目

項目	旧：厚生年金基金	新制度：企業年金基金（DB）
加入者の範囲	厚生年金保険被保険者	65歳未満の厚生年金保険被保険者
加入除外者	なし	65歳以上の厚生年金保険被保険者 65歳に達した日までで加入しても、加入者期間が3年に満たない方
資格喪失の時期	設立事業所に使用されなくなった日の翌日 又は70歳に達した日	実施事業所に使用されなくなった日の翌日 又は65歳に達した日

② 給与に関する項目

項目	旧：厚生年金基金	新制度：企業年金基金（DB）
標準給与改定日	（基本）定時決定、随時決定	年1回 10月1日

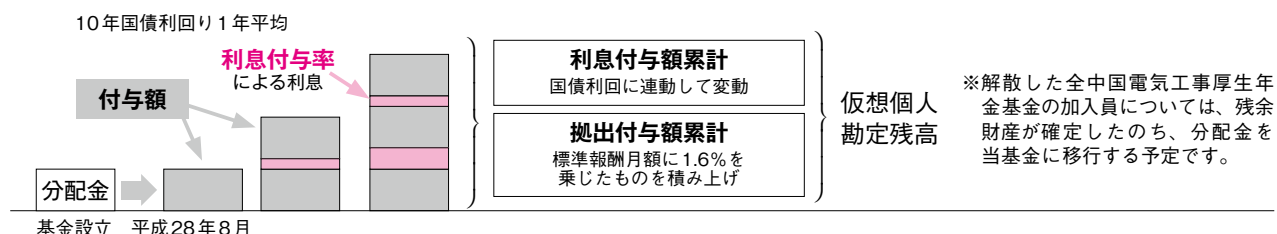
③ 給付に関する項目

項目	旧：厚生年金基金	新制度：企業年金基金（DB）
支給要件	老齢給付金（年金）	（基本）1年以上 加入者期間10年以上（支給は60歳以上） ただし、厚生年金基金から移行する加入者については、「3年以上」
	脱退一時金	なし 3年以上 ただし、厚生年金基金から移行する加入者については、「1年以上」
	遺族給付金（一時金）	なし 3年以上 ただし、厚生年金基金から移行する加入者については、「1年以上」
年金支給期間及び保証期間	（基本）単純終身	支給期間5・10・15・20年保証付有期年金（選択制）
支給開始年齢	（基本）性別生年月日別60歳～65歳	〔65歳到達〕65歳到達月の翌月から 〔60歳以上65歳未満で資格喪失〕60歳以上で資格喪失した月の翌月から 〔60歳未満で資格喪失〕60歳到達月の翌月から

(2) 移行時加入員及び受給権者の扱いについて

① 移行時加入員の扱いについて

- ◆旧厚生年金基金の上乗せ部分に係る各人の分配見込額を、移行時の仮想個人勘定残高とする。



② 受給権者の扱いについて（旧大阪府電気工事厚生年金基金の受給権者）

◆残余財産を移換した方の支給について

待期者については、60歳から支給（5年、10年、15年、20年保証から選択）
受給者については、5年、10年、15年、20年保証から選択して平成28年8月分から支給する。

◆残余財産を移換した方の退職年金額について

待期者については、「（分配額＋利息付与額累計）÷年金現価率」とする。
受給者については、「分配額÷年金現価率」とする。

※年金現価率とは、将来支給される年金の現価を算出するための係数。（年金給付利率1.5%に応じた5年・10年・15年・20年の確定年金現価率）

老齢給付金（年金）の支払月・支払日

次の区分に従い、支払日は次の各月1日（金融機関の休業日である場合には翌営業日）とし、それぞれの支払日にその前月までの分をまとめて支払います。

- （1）裁定時の年金額が6万円以上の場合（年6回）…………… 2月、4月、6月、8月、10月、12月
- （2）裁定時の年金額が3万円以上6万円未満の場合（年3回）…………… 2月、6月、10月
- （3）裁定時の年金額が1万円以上3万円未満の場合（年2回）…………… 6月、12月
- （4）裁定時の年金額が1万円未満の場合（年1回）…………… 2月

平成28年度 基金予算等のお知らせ

去る平成28年8月25日に開催されました第1回代議員会において、当基金の平成28年度予算等について審議され、可決・承認されましたので報告します。

年金経理

予定損益計算書

(自：平成28年8月1日 至：平成29年3月31日) (単位：百万円)

費用勘定		収益勘定	
科 目	予算額	科 目	予算額
給 付 費	161	掛 金 等 収 入	137
運 用 報 酬 等	7	受 換 金 等	2,200
業 務 委 託 費 等	16	運 用 収 益	27
責 任 準 備 金 増 加 額	2,178	当 年 度 不 足 金	0
当 年 度 剰 余 金	2		
計	2,364	計	2,364

予定貸借対照表

(平成29年3月31日現在) (単位：百万円)

資産勘定		負債勘定	
科 目	予算額	科 目	予算額
流 動 資 産	233	支 払 備 金	28
固 定 資 産	1,975	責 任 準 備 金	2,178
当 年 度 不 足 金	0	当 年 度 剰 余 金	2
計	2,208	計	2,208

業務経理・業務会計

予定損益計算書

(自：平成28年4月1日 至：平成29年3月31日) (単位：千円)

費用勘定		収益勘定	
科 目	予算額	科 目	予算額
事 務 費	14,526	事 務 費 掛 金	20,640
代 議 員 会 費	1,241	当 年 度 不 足 金	0
業 務 委 託 費	1,000	雑 収 入	10,000
雑 支 出	10,479		
当 年 度 剰 余 金	3,394		
計	30,640	計	30,640

予定貸借対照表

(平成29年3月31日現在) (単位：千円)

資産勘定		負債勘定	
科 目	予算額	科 目	予算額
流 動 資 産	3,394	当 年 度 剰 余 金	3,394
当 年 度 不 足 金	0		
計	3,394	計	3,394

年金経理のおもな用語説明

給 付 費	年金や一時金を給付する額。
運 用 報 酬 等	信託銀行や生命保険会社など運用機関に支払う運用手数料。
業務委託費等	運用機関等に委託している年金の支払いなどの業務の委託手数料。
責 任 準 備 金 増 加 額	将来の年金や一時金給付に備えて現時点で保有すべき積立計画上の必要額の増加額。
掛 金 等 収 入	会社からの掛金。
受 換 金 等	基金へ移換される再加入者の年金原資。

運 用 収 益	年金資産を信託銀行や生命保険会社、投資顧問会社などの運用機関で運用して得る収益。
流 動 資 産	運用機関に預ける前に一般的に銀行などに預けている掛金や未収掛金など。
固 定 資 産	年金給付のために積み立て、運用を行っている年金資産。
支 払 備 金	年金や一時金の支払い時期が来ていながら未払いとなっている分。
責 任 準 備 金	給付を賄うために、現時点で積み立てていなければならない積立金の必要額。
当 年 度 剰 余 金	当年度に発生する剰余金。

適用業務のポイント

新制度に係る各業務の届書の提出等、西日本電気工事企業年金基金の設立に際し、事業主様、事務ご担当者様にはご多忙のところご協力をいただき誠にありがとうございます。

おかげをもちまして、西日本電気工事企業年金基金に加入された全加入者の記録登録等を無事完了することができました。心より御礼申し上げます。

さて、新制度に変わったことにより、ご提出いただく届出用紙や添付書類、届出の時期も旧厚生年金基金とは相違していますので、次の内容をご確認のうえ、適正な適用業務にご協力いただきますようお願い申し上げます。



事業主様に届出いただく書類

届出の時期等	届書の名称	添付していただく書類
従業員が基金に加入するとき	加入者資格取得届	日本年金機構からの「資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し（後日送付も可）
加入者が、退職、死亡したとき	加入者資格喪失届	日本年金機構からの「資格喪失確認通知書」の写し（後日送付も可）
加入者が65歳に達したとき		不要
標準給与の変更（年1回10月1日改定） *提出時期毎年10月	給与改定届	日本年金機構からの算定基礎届等の「標準報酬決定通知書」の写し
加入者の氏名に変更があったとき	加入者氏名変更（訂正）届	不要
加入者の生年月日などに訂正があったとき	加入者関係事項訂正届	不要
事業所名称、所在地、事業主の変更があったとき	事業所関係変更（訂正）届	日本年金機構へ提出した届の写し 又は確認通知書の写し

！ ご留意いただきたいこと

- ① 代行部分を国へ返上し企業年金基金独自の制度となりますので、企業年金基金には専用の届を提出してください。
- ② 企業年金基金では65歳で資格喪失となりますので、在職中の方も65歳で資格喪失届を提出してください。
- ③ 企業年金基金では原則年1回、10月1日時点の給与改定届を提出していただきますが、算定基礎届とは異なりますので、算定基礎届は別途日本年金機構（年金事務所）に提出してください。
- ④ 賞与支払届の提出は不要です。

○ 今後の年間予定 ○

- ・ホームページは現在作成中です。平成29年3月～4月完成予定
- ・基金広報誌「基金だより」を原則年3回（1月、4月、9月）発行予定です。制度改定等あれば随時発行
- ・各事業主様宛て、積立期間中の加入者別の仮想個人勘定残高（3月末時点）を毎年5月にお知らせします。
老後の所得設計の参考にさせていただきます。
- ・代議員会の開催月は、通常、2月と7月です。